



平成28年 3月15日

平成28年度学校支援ボランティア登録者 様

市原市教育委員会
教育長 前田周一
(公印省略)

謹啓 時下ますますご清栄のこととお慶び申し上げます。

日ごろより、本市教育活動に深いご理解とご協力を賜り厚くお礼申し上げます。

さて、平成28年度の学校支援ボランティア募集に当たり登録の申し込みをいただきましてありがとうございました。早速「学校支援ボランティア登録者名簿」に登録をさせていただきました。

登録期間は平成29年3月31日までです。最寄りの学校・園から依頼がありましたら、ご都合のつく範囲で、自己の責任でボランティア活動に携わっていただけますようお願いいたします。「学校支援ボランティア登録証」を活動の際に携帯し、ご利用ください。なお、活動希望学校以外からの依頼がありましても協力いただける範囲で結構ですのでご検討くださいますようお願いいたします。

また、ボランティア活動に当たり万一怪我や事故等ありましたら関係の学校職員に必ず申し出るようお願いいたします。「市原市市民活動補償制度」で対応するよう要綱等を各学校・園に送付してあります(下記の補償概略参照)。

市原市教育委員会では、28年度学校教育の3目標達成のための三方策のひとつに「地域とともに創る開かれた学校・園」を掲げ、地域社会と連携した教育の充実を一層図るために、この「学校支援ボランティア事業」の推進に努力しており、本市の幼児・児童・生徒の教育活動を支えてくださる重要な事業と考えております。

また本市では、市原の子どもたちのよりよい成長に向け、あわせて「子育てのスローガン」及び「子育て4か条」「市原の子ども4つの約束」を策定しております。市民の皆様の絶大なるご協力をお願いいたします。

終わりに、今回の申し出に改めて心より感謝申し上げます。登録者の皆様のますますのご健康とご活躍をご祈念申し上げますとともに、一層のご支援・ご協力をお願いし、「学校支援ボランティア登録」のお礼の言葉といたします。

謹白

<保険内容の概略>

【通院保険金】

補償額 一人につき日額 2,000 円
補償区分 事故発生の日から 180 日までの通院
について 90 日までの通院日数に限る。

【入院保険金】

補償額 一人につき日額 3,000 円
補償区分 事故発生の日から 180 日までの入院に
限る。

【後遺傷害保険金】

補償額 一人につき 6 万円から 200 万円まで
補償区分 事故発生の日から 180 日以内に当該
事故による傷害が原因で後遺傷害が
発生した場合

【死亡保険金】

補償額 一人につき 200 万円
補償区分 事故発生の日から 180 日以内に当該
事故による傷害が原因で死亡した場合

【その他】賠償責任保険<身体賠償、財物賠償、保管物賠償>

～お願い～

1. 対外試合等における自動車による児童生徒の送迎はボランティア活動の支援内容として考えておりません。この間の交通事故は、上記保険では対応できませんのでご承知おきください。
2. 怪我等ありましたらせつかくの皆様善意に対して申し訳なく思います。くれぐれも無理をなさらないよう体調の悪いときは早めに申し出てください。
3. 毎年実施されている市の定期健診(胸部検査等)や勤務先の定期健診等を確実に受診していただき、日頃より健康管理に十分ご留意ください。
4. 学校の方針に合わない場合は、ボランティア活動をご遠慮いただく場合があります。ご了解ください。